落穗集　卷之五

和書門	
類	二五二七五號
函	一九七
架	一二
冊	五

內閣文庫	
和書	
類	二五二七五號
冊	五
函	一七〇
架	一二

內閣文庫		
番號	和	25275
冊數	5	(5)
函號	170	89

国立公文書館
National Archives of Japan

落穂集 巻之九

一 同族
一 以前所方諸貢買の事
一 朝鮮人参の事
一 [illegible]の事
一 江戸大繪馬奉納の事
一 道灌山の事
一 桜井伊豆守殿阿部豊後守殿両役寺門会の事
一 山縣三郎兵衛殿の事
一 市治世の事

大道寺友山編之

一 同追加

同禄 終

落穂集 巻之五

諸国所方諸売買物の事

一 問て曰諸国地所方に於て法売買物保の義は昔も唯今も国家の
儀に有しかは答て曰家の若き時分も今迄ゟ長て其ゟ多義も
御定なき故 七拾年ゟ以前ゟ家に御国地の所中かて是銭銀二種共に
流布指障り銭は手形も是有ゟ物ゟ銭は国内は大名方家臣の者
共の儀は大名方家臣の者共の買女たに家に銭を手に入れ
申候て有しに和に国中大名方家臣諸人に銭は銭預り中
の文度と当と仕り所の度の人間多く物と成て銭の重
言出ゟ物ゟ有者の去は買女たに拾の文度と銭と

如くなれは右華美の品は切華奢なれ調ひ方別か有様と為り
上に及ぶ事は不小事なれ華奢と申ひ上ること以来是迄度々
嘆かはしき風俗の弊の義は七十八年已来近は第壱三の異変相
の義は信州上下共に上下共か幼稚者の髪か漸々と時代かはり
なるなるき風か漸々と流行
侍の中にも有しの侍を先は流若衆小者中間の類か除多有しなる
軍は編笠の流と雖少し解ゆるなれ仮令小袖を加へて御役の袖と居
有用人は如く有しかを帝も御役の袖八角と唱へ薬種屋へ
生〳〵間へは如く有しなるなる今時は如く袖の袖石袖
ては殆か是成も事か是又今時なれ〳〵文七元結等成も

況第は之を以て上下共か自然と如くなれ〳〵て用ひ来
少し有しかへ間又素若き須は御者地の所方か於て式者は稀
か是者なり如く有しかは武家所方共ふるくの仕なるかは式か
嘆なる間は之〳〵如く有しなれ自然の如なる見逆沿革か出数
横鬼仕か行くの儀と有しかは

一 朝鮮人参の事

問て曰朝鮮人参の儀は是も唯今も適か大変も調うあ〳〵
世限保ち多出か有しなる事かは式是て曰薬根若年の義は
人参人角と云へ有しなる為か多程も調ひ儀は自中も有し出根
も人参と云事問て有白根状三品出来なれ〳〵多の事なれ

人参と申候ハ薬者の薬をいへる事歟ハ[illegible]
事ハ[illegible]人参の人多く薬を用ひると有り[illegible]有るかを薬[illegible]
[illegible]

踊児の事

一 聞て曰今時ハ者地の所中ハ[illegible]女の子供を集踊を教(又ハ小唄浄瑠
璃三味線[illegible]物と教へ渡世と仕るの業へ[illegible]得も教へ有
[illegible]ハ[illegible]の儀[illegible]又ハ[illegible]踊り[illegible]
ハ[illegible]若年の頃迄の義ハ踊子[illegible]ハ[illegible]の子供を抱て
石抱[illegible]と有[illegible]者地の所中ハ[illegible]三味線[illegible]物
と[illegible]有[illegible]

女中[illegible]三味線を[illegible]世上[illegible]
[illegible]弱ハ[illegible]の奥方ハ[illegible]
[illegible]
[illegible]

他へ行ふ人方ふまあるうちを頭子を養ひあるいとて平生うたハ
世を隠れ居るこの儀ハ公の世を嫁行義も礼を頭の一つも学
ひ通さるゝ如く有るを辞退しよい為養生孫を聞くに成ぬを
仕て元来虚弱く生まれ有ふ方の儀ハ下ふ度多く世健
實ふ心ふ生まれ有ふ人多くも嫁酒の二つふ甚じ好ふ有てハかく
ら日高ふ成ぬ程命ふ出ふ長くてハ叶ひ事ふ成て女衆
の食事ふ成ふ人とハ孔子様も悔ひ給ふて居ふ若年の頃道ハ
大名方の奥方ふ於て表ふ出ふ人と有給の音聞ふ成ふ年寄の
女中ふ成ふ人と有ふ五若き女中ふ成ふ人ハ逆ふ出ふ長
の間通ふ人ハ他国ふ成ふ人と仕ふ方ふ成ふ如ふ行時

頃ふ始ふ人ふ中ふ大名方の出ふ女ふ礼の節ふ成ふて
幾ふ女中の間ふハ件の頃ふ味噌引様の類を拵ふて役ふ成ふ礼
相調ひ三日ふ成ふ年言の女中ふ成ふ件の頃を初め産
事と成ふ人ふ年寄ふ成ふ人ふ成ふ厳達の儀ふ成ふ場合
成ハ言と有ふ成ふ人ふ記して奥通ふ年を好ふ成ふ
と見ふ成ふ四三人の中ふ成ふて始ふ合ふ有ふ儀ふ女中ふ別ふ
為ふ年ふ成ふ大切ふ成ふ人へ毒間を仕ふ間ふ成ふ成ふ成ふ
年ふ成ふ儀の年を八ふ成ふ以て三十年の長ふ成ふ年ふ成ふ薬様
若き頃ふ八年ふ及ふ年ふ成ふ年を有ふ成ふ

江戸大論号始りの事

[illegible]田今時江戸大陸[illegible]て世上ふるてそ[illegible]ハ行[illegible]
[illegible]て四方[illegible]大陸[illegible]ハ[illegible]
慶有院様御代酉の年大火年号後丹伊掃部頭殿伊賀
[illegible]殿[illegible]申方四方[illegible]地大陸[illegible]ハ[illegible]て
ハ[illegible]ハと有[illegible]伊[illegible]殿の[illegible]と[illegible]藤[illegible]殿
ふ[illegible]

伊[illegible]殿[illegible]上ハ[illegible]
今の[illegible]御用[illegible]
[illegible]町[illegible]
有[illegible]ハ[illegible]
[illegible]

[illegible]ハ[illegible]
[illegible]

[illegible]ハ[illegible]
[illegible]

有之候ハ、為清之由言ハ、被仰付候ハ、御理事の
由被宣之、連名之中平仲の名を書加之、仰付
ハ、平仲名を書加ハ、仰付
ハ、御殿ハ、西の丸の地坪と共ハ、
御殿ハ　　若林長門　入ロと成て傳達候ハ、安和二三日
程の内ハ、長門ハ殿内ハ、御理事ハ、長門ハ、
平大夫平門ハ、門内ハ、安房ハ殿ハ、者ハ、傳達
ハ、ハ、ハ、
の門番ハ、御理事ハ、長門ハ、
御用人の評判ハ、
御殿ハ、

当後ハ、大平小市左衛門と相合之四度ハ、
ハ、御用ハ、御用ハ、見後ハ、
長ハ、安房ハ殿ハ、傳達ハ、
大夫と同道ハ、長ハ、清書ハ、
清書と行ハ、一覧仕ハ、
ハ、ハ、清書ハ、
ハ、ハ、ハ、
ハ、ハ、ハ、
ハ、ハ、

[illegible]

[illegible]

[illegible]

灌齋江戸の城小石川の邸の名山荘林の跡にても有しかを詳かにせ
ずと雖も蓋て田乗拓も此所に住かれしを得たりとなれは石江戸大絵考
東城上巻に明らかなり 扨て此所に岩城伊豫守殿かも此
江戸市城の内拝領伊豫守殿の邸傳聞いかにも本郷の内
灌山にて有しかも太田道灌の屋敷の跡にて有しかとの説
なと聞ふれ来る殿山開ける時分の道灌山
と八関の道灌と多く者の所屋敷にて太田道灌と
遠ひ此所にて有之由を聞て度拝領岩城殿と云殿
対後の弟の俗敬公を殿おとこ二十ヶ年已前乗用年有し毎
度彼方に在城の年寄多の年寄多の者共

一

関の道灌と云人の名を聞ること多しかも
拝領屋敷殿阿部豊後守殿の開城の時の事
開て曰
大猷院様御代の名山老中方の内
阿部豊後守殿 （対馬守殿） 田加賀守殿山を開あるとき拝領伊豫守殿
早速山開の時拝領 御用山遠の城拝領の事
曰 此度有乗の弟及び多く有しかも此時井伊掃部頭殿 保科
肥後守殿 酒井讃岐守殿 伊豫守殿 豊後守殿 掃部
頭殿 郡殿 八世乃山三家方小石川の前時御代拝領有別て
門用無之拝領 此之人 此之名 唯二人 此之名 有八大城小言

月三度も同様仰せ付られ候ハ誰共とも存ぜ申候の間敷哉
と存ぜ申候仁の名と書付差上申候ハハ
三家様方へも被遣ハ三家様方ハ御家の御
の儀ハ御家柄ハ格別と被仰付候と存ぜ
申候ハ誰共と存ぜ申候ハ
有之哉ハ御家様ハ
殿様豊後守殿ハ八月三家方の思召と有之ハ
三家様ハ御家ハ
対馬守様ハ
藁さへ仕候ハ
仕能候ハ
ハ御上方様ハ
大切御用向と
三家方思召と
三家様ハ
て御上方様と
殿様の御
殿様の御
御上の
三有之哉と一事御上

有之ハ御家様ハ
御代替の儀ハ
御代替の儀ハ
御代替の儀ハ
御代替の儀ハ
御代替の儀ハ
御代替の儀ハ
御代替の儀ハ
御代替の儀ハ
御代替の儀ハ
御代替の儀ハ
御代替の儀ハ
御代替の儀ハ
御代替の儀ハ
御代替の儀ハ
御代替の儀ハ
御代替の儀ハ
御代替の儀ハ
御代替の儀ハ
御代替の儀ハ
御代替の儀ハ

殿と出座中没の見聞と有しこれ佛門ハそなかこ後の義と有しこれと

山縣三郎左衛門の事

一 問云 權現様の当年ハ何年若の頃か数度戦場か

藤三郎色々やい弟ら傳へ聞れ私その出場数多の程有し哉様と云て

多の年ハかゝ義と云ふ藏衆の弟ら及ハ

權現様の当年ハ四十七歳の内時ハ和泉国堺元和元年大坂表

陣迄のうかゝ多きうかきら歳少も味方ふも人死の有し多る軍ハ内迄言

程多ハ数ハ私て四十八度の内ハ弟か世ハ其ハ御奉ハ地と内ハ陣

交度ハて出馬ハ程と有し数ハ数限ら知ぬ多ハ地右場数

の数ハ

權現様ハ右の方の内の中指三ケ内

為ら事ハ仏後迄も歩ハ内伸ハ程内指ハ弟内陣ハ程内蒙ハ数内

味方の諸勢と内ハ敵ハ程の長ハ内ハ乗

馬ハて内敵の系海と内ハ多き程ハ有内指の弟ら内ハ血の流き

ハ内ハ内ハ程内陣ハ程内薬指内有ハ数内ハ多と御ら

数内ハ降ハ又ハ内陣ハ内三側の如く内ハ安数程ハ内ハ有ハ外ての内

年ハ内ハ世一年一ケ年ハ内義家の程ハ五ハ内ハ内同同ハ内右平

八度の内場数の内ハ三て大ハの内合戦ハ内ハ内ハ内夏ハ内

ハ内合戦内上ハ内有しハて内一世の方内勝合戦ハ内と云程内ハ

内ハ者の内年ハ右の限弟知徒度年内義ハ内ハ薬彼ら及内

權現様ハ一世の方の大合戦ハ内ハ江州姉川遠州味方ハ

三河長澤城主松平長之と濃州関ヶ原石丸之度の異合戦の儀を
下ヒ之之ヒ加藤一世の名ヒ雑儀被関ヒ ヒ加合之を為ることを
命ずるハ御田信長公ヘヒ加勢として戦為ヒ ヒ名の名江州浅
ヒ浅井備前守ヒ迷云ヒ有信長公戦為全ヒ勝義と儀ヒ ヒ引押
の列ヒ仕業為ヒ ヒ殿りと下ヒ ヒ之ヒ ヒ之ヒ為ヒと信
長公ヒ ヒ賞ヒ如彼合ヒ之勢儀ヒ為て之ヒ進討ヒと仕て流石の秀
吉も門五郎家早討死と有之悔を以て死ヒハ ヒ捧ヒ ヒ之を洗
仕ヒ早ヒ ヒ門有之ヒ ヒ之ヒ有使を秀吉ヒ ヒ度進之ヒ戦為
ヒ ヒ貪者ヒ為之ヒ ヒ伝ヒ ヒ之ヒ ヒ人数を以て彼合ヒ勝と押ヘ為ヒと
ヒ下和之ヒ知ヒ敵義為之ヒ ヒ隠流ヒ ヒ中流ヒ ヒ為ヒ

ヒ貪之ヒ ヒ同死ヒ ヒ指角と為て彼合勝と ヒ之ヒ ヒ為ヒ ヒ味方の諸
勝ヒ ヒ ヒ勢ヒ之ヒ ヒ ヒハ敵為勝を進ヒ ヒ秀吉之ヒ ヒ之ヒ連ヒ
為ヒ ヒ ヒ ヒハ武田部の山縣三郎兵衛尉の為ヒ ヒ之ヒ ヒ
ヒ ヒ之ヒ徳川の儀ヒ ヒ之ヒ金谷の為ヘ ヒ ヒ ヒ之ヒ収納為の儀
ヒ有山縣方ヘヒ ヒ使と ヒ之ヒ ヒ儀有ヒ ヒ山縣為の不存ヒ ヒ馬上宮
行の者合六七百人の人数ヒ ヒ ヒ

袋井遠江道筋へ入張番の人数の内に於て逆番の時之儀ハ門番
ハ也　其外の内道口筋の外ハ
武田信玄と
信玄の部下の侍ハ也　有之　信玄の部下山縣摂津守の仕
方ハ　其外の内道口筋の内ハ
三河国境ハ　及ハ　信玄の部下山縣摂津守の仕
方ハ　山縣摂津守殿ハ三河
諸人
信玄の部下
権現様ハ徳川の御
ハ　信玄
中ハ　山縣摂津守殿ハ
者ハ　信玄の部下山縣摂津守殿ハ
信玄の部下山縣摂津守殿ハ

合戦の仕方山縣殿ハ　御番家の内海道に於て
信玄と　山縣殿ハ
家康元の後甲州流を
武田
武田信玄
信玄の部下山縣摂津守殿ハ
武田
武田信玄
信玄の部下山縣摂津守殿ハ
武田
武田信玄
信玄の部下山縣摂津守殿ハ

凡そ世古より治りあの時代抜ずんハ治世のなく治る代をさして下の者をそれ又ハ今時の治代まで治て秩治を為るとや時代抜も有しなる事ハ此ハ外ハ外の国敵ハ外ハ外の国敵文盲のなく外ハ外の国の敵ハ為て為て為本朝の敵と有しハ時代上古の敵ハ為抜ハ外ハ外ハ外

小石川の諸大名方へいまゝ小田切伝ていはゝ伝授
御自筆にて小ハ将軍家下の御師範役迄之迄折々出勤仰付
成り下ハ万年と云ふ武家寺社等の流儀を万民安堵
の御政事の徳のこゝ也徳信と云ふ迄今ハ相伝ハ
御法世ハ降世後の御辞職ハ得ハ有度ハ此世ハ治
世ハ乱ハ乱世ハ治世の世ハ有其弱ハ有ハ天下の武士治世と
のこゝ後一応乗の思ひ出ハ信一節ハ解て拙と称ハ
家と称て自然と武徳ハ無り武士道の本義と為ふ
行ハ治ハ上ハ主と云ふ古来より伝る所ハ農工商の三民の
長ハ武士と云て士道の道ハ無ふ事一有ハ少絶ていハ天下ハ
相続ハ三民の業ハ武士ハ無ハ世の
然ハ世ハ作り頼ハ天下の武士ハ職下ハ
奢の心と押へ質素質朴を以て治ハ用の費を減ハ武徳
ハ武士道の正法ハ相無ハ
三岳ハ拙ハ力の老ハ
世ハ

于時享保十二孟春　紀是折友ハ　八十九歳誌之判

追伸

天下泰平の時代ゆえ合戦の事ハ絶し多年世の有様ハ
こゝ語ゆゑ聞傳へ唯大方の事ハ知ゆ所ハ唐土と有ハ日
ゝ芳の如くこゝ[illegible]の楽様の若年の頃迄ハ右礼世ゆゑ迄多年
老人も多く存生ゆて兵乱世を見聞し多く俗様
有ゆ礼世と有ハ百姓ゆゑ武士斗ゆ限り多く俗ゆゑ
商の三民を指の事ハ家内門の族迄も孫の代迄然ハ雑俗と
仕り年の中四季を通ゆ芳今特の武士と申ハ口ゆも白く飯
毎朝と食味噌汁を添菜好と仕りを上ゆ酒の義の事
ゆゑ有ゆ成ゆも時ゆの義俗を着主様ゆの義ハ仆具を用
ひて主様と陣ゆ出ハ敗懐の内ゆ麻紀と公家く仕立の弓の勢
ゆ[illegible]ゆ三束ハ敗束一ゆ[illegible]仕番
俗俗を[illegible]ゆ番合陣ゆて雑俗仕様ゆてつぶやき[illegible]人ゆ陣ゆ
所の思合ハ唯義ゆ仕る[illegible]ゆ[illegible]ゆ礼世の武士と中
ハ口ゆ[illegible]ゆ陣中ゆ白様ゆ[illegible]ゆ番ゆ美味と仕ゆ
て俗ゆ樊味噌ゆ[illegible]ゆ陣汁と[illegible]ゆ[illegible]ゆ
[illegible]ゆ仆陣の時ゆ[illegible]ゆ[illegible]陣俗の内ゆ兵[illegible]迄も面様ハ雨さ
[illegible]ゆ[illegible]ゆ有迄ゆて昭ハ[illegible]迄一下[illegible]ゆ[illegible]ゆ[illegible]
[illegible]ゆ[illegible]ゆ[illegible]ゆ[illegible]陣様の前ハ[illegible]ゆ[illegible]
通りて夜の間も合ゆ義陣の[illegible]ハ[illegible]蚊ゆ[illegible]時[illegible]

て、其日を着しふぐるも夜を陸に分かつ事なき所命
を虚空の如く思ひなして家を離れ妻子を忘れて軍旅に
月日を送る事幸いなる事の限り、誠と勿来関に次ぐ農人
百姓の徒も戦国の云ハ軍役の逃亡丈なれ共能く耐り
ゆとも つゝ農業を勤る暇なく上命の戦場に赴き
姓長柄薙持等を外雑人の族敵の乃ち討ち取る事
なるべしてハ名誉と云世ハ少人奉公を仕浪人者とても
稀ハ名を汚て大方ハ勇行不付て別成百姓の中少て生
も健なる族者なれハ理屈を云ふ者なして軍場の供連行多
況ん生多の親妻子の歎き思ひやるべし 云ハ仍て天正十八

年小田原陣の以後
の百姓の徒ハ間もあてらきの有様ハ千和の居と長百姓多き
郷内ハ家を張り妻子多き家とそれ程ハ男女ハ布子
を物ともせず腰帯を時に菜ハ髪を結ぶ者ハ年寄の者ハ
有しかの時代の老人の物語と来年ハ今時の百姓
達の家居ハ大方ハ家を潰ると雖ども間ハ稀にぐらら延板
と雖多の百姓家ハ稀ハ世衣類皆の徒も男女共ハ嘆
着物ハ前の通りと成て髪ハ長く結ぶ髪ハ長い之結と巻三髪ハ袖と変
如く有しこの時の者長百姓と呼ぶ者の中ハ絹織と
着多るものの美形きハ如者ハ僅多有しかも美侮

が御治世の安徳御代の物語なるべし
つまりての後世田舎人の後も礼世に
八武具兵具馬具抔の類八相変に渡世をも仕なれる事
に成り今諸職人と称めし兵具雑ぐ品を拵えいと
多くと仕類人の後八渡世のなり一方を大方八商人渡世多く武家
方の扶持人と成て是を成さるべく有し者の中ふか渡世を
使き豊なる御代の後に成ぬ上つ方の後八下ふか及ぶ者迄
相変に業職成ぬ拵ふ中て八適ての諸職人も職業の能れ
渡世と可易く仕と有も御治世故の後とは成ず高貴人の後八
扶持礼世に八逆変に仕者の中也ぬ国を同じく世上物騒成時
節に八他国城の金貴と有後八一家に家内自国の金貴と

てもまれ〳〵〳〵〳〵ぞ上時代につとて盗賊押辺根仕〳〵つゝ去
も多くに有一向に成も安く家病成所人民の後八を通りかゝる
第有徳成所人の後八一向持成〳〵毎る戦国の迷惑と三年迄ひ来に
付て八面〳〵の所持迷成〳〵雑き成く有し時ふ渡世の所人
中ハ能令個元ふ成て表家業下家成に成日を仕る所人毎日家三店
貸を有〳〵　当儀の御法度を〳〵寄り成る行の事迄ひも有く
麻紀と云家〳〵世を渡〳〵中少て中ハ家五家所人の後八全
銀を過〳〵貸頂〳〵の後に世渡を有く我い勝と成ら成る成ふ
有しり者を巡ら〳〵に迷ふて中ふ八行の言葉も有〳〵如仕せふ麻
紀を渡〳〵食度物を拵べ言度物を呑言類等の後も公ふ仕せ家

治保ニ於テハ奇禍ニ陥リ男子在ラズシテ位一次事ノ欠ル事モ亡シ所ハ公儀ニ於テハ家名ヲ継ヲ不ノ儀ノ次事ノ事モ数多有リ足皆浅世ニ生シ多ヲ以テノ敬ヘ子ヲ家門ヲ始ムルモノ多クノ松氏ノ儀ハ四氏ノ安危ニ関シテ渡世仕ル儀ハ松氏浅世ニ有ルモノ多シ其ノ他ノ家ハ在浅世ヲ以テ仕ル儀ハ家ヲ有シ事ハ公儀ヲ下ニ有ル天将軍家ニ於テ始テ天下ノ権ヲ執ラシムルヲ後藤倉将軍家ノ代ニ深時政ノ子孫高時入道迄九代ノ間執権職ヲ持京都ニ於テ被ル遠ヲ天下ノ政務ヲ執行シ日本国中物騒ニ成リ多ヲ下ニ其ハ後是利尊氏卿子義詮者代ノ儀ハ大方ハ浅世ノ儀ニ有ル

源氏両国ニハ京方ノ残党関東ニハ新田家ノ氏族等五穀ヲ結ハ之ヲ以テ一系ニ難儀ヲ下ニ其ハ公ニ成ル事ハ之ノ如ク死ノ後ハ有ル此三代目義満将軍ノ代ニ成テ世上ニ平穏ヲ有シ多ヲ家ノ礼法親式ノ儀ハ伊勢ニ於ル三家ノ家ヲ（今ハ世ニ古風ノ後倉風ニ成リ公方家ノ一ノ通リヲ再興ス）ヲ以テ将軍家ノ格式ヲ相立ル事ヲ以テ公新ニ武門ノ繁栄難ヲ得有ル儀ハ家人世ノ中ニ思ノ外ニ程ク戦国ノ沙汰ニ及ル世上ニ於テハ元祖尊氏卿ヲ将軍義輝滅亡迄世代ノ年号ヲ考ヘ得ル百六十年余ニ成ル

ル儀ヲ内二三年ノ間ニ修ル今ク難儀ノ世ニ成ル

さて義満将軍の後の世に成り来れる義政公に至り多年の
のちの世に有りしかと共右足利家滅亡の後平信長公出でて天下
の権を握りて多年の世に有りしかと雖も上方の諸国平
定の人多き中に進みて多く明智の為に元亡ぼされて羽
柴筑前守秀吉逆臣の明智を追討して其後自己の功を立
て天下を掌握の御位に有りしかと雖も其後羽柴の家に生まれ
征夷大将軍の号を蒙りたるも由諸侯列国の諸大名の渇
仰の程いかと言しかるの節を以て我門の変りと雖ども
多分の〻関白職に御上り摂家の末流と立かえて
天下の権を握天平八年以後日本国一流の大功を表しかた

程なく福寺と言山門仏見の物中に於て成に元亡ぼされと有
第方流石異類なるを以て大数の功を立たる器量を以て秀
吉公に無疑迄

楽今度の福寺惟任の従逆是家に秀頼いまく初年の世に
有しを上公家御長ものてをを乃人の程も雖中に天下の政道を為ハ
大功の年に少も劣る楽元亡ぼ天下の政務の成に千年に懐り迄
下方京に降れ

惟現係者の思召かれ沙汰不容

其後遠て影響を以て秀頼幼少の間
惟現係に天下の政務と出家(法名)加賀民部卿利家卿に秀
頼養育の後を頼と迄に少の遺言に有しかとも数の通りに

事柄如ハ大老職の中ハて備前中納言秀家卿奉行の中ハて石田
治部少輔三成等数大名の中ハて西播磨ハ行長等ハ西国等の軍ハと
合いて毛利方と連を企諸大名を進め信ぶ慶長五年庚子の
兵乱を起し日本国中の軍勢東西分れ濃州関原ハ於て
天下分目の大合戦有りハ則ち前家譜代の人持衆の内ハ大方
秀忠様の御ハて本営治を堅ハ義て関東ハ名我の子分家
等十万ハ倍ハ上方勢ハ倍の西軍方を以ての内義と有ハ諸侯
利の様ハ有ハ者ハ者と諸人積りの不野列小山ハ於て内諸侯
上ハ豊臣家の諸大名義内長政朝川志摩守嘉右衛門池田
輝政福島正則浅野幸長有馬豊高高虎等ハ流和中納言秀

秋等ハ上方流悪ハ内味方ハて逆徒の軍勢を防ぎ義ハ
て西味方ハて小松中納言秀家卿井伊直政本多忠勝様ハ
ハ逆等多る事ハ毛利ハ不ハの西譜代衆の中ハ
ハ等多流ハて八さのと等ハて内合戦ハ則ち運ハ
家ハのづと天下ハ味方ハ内味方ハ有ハ
岡本朝ハハ古今例ハ西譜代ハ内と有ハ
日本ハ天のゆる世ハ重義様ハ侍ハ
権現様様ハ上事ハて家ハ内と様ハ有ハ
ハ奉ハ右関東ハ一戦ハ勝利ハ後ハ天下一統ハ
西譜代ハ内ハ仕ハ内ハ

てハ百代ノ末世ニ及ての業績ハ無量なるべしこれ為
ニ[illegible]氏ハ[illegible]天下靜謐の世にして
とせり[illegible]元和二年四月十七日[illegible]の[illegible]
[illegible]の[illegible]言ハ神[illegible]と[illegible]
を[illegible]世代迄の[illegible]運を導[illegible]
[illegible]ハ相違[illegible]

敬神ハ[illegible]

東照大權現宮[illegible]

勅諡[illegible]

長五年[illegible]百三十年ハ及ひ[illegible]ハ[illegible]本朝[illegible]
[illegible]世[illegible]
東照宮様の御神力の[illegible]

ハ存中古[illegible]人を神ハ[illegible]と有ハ其人の生世の中智仁
勇の三德義ハ相叶ひ[illegible]人の所[illegible]に於て神明と仰き[illegible]
と建て時節の来を待て諸人[illegible]仕[illegible]
ばかりなる人[illegible]位の人ハ平[illegible]
の中の者[illegible]智仁勇の[illegible]
[illegible]のづから其德儀を[illegible]人[illegible]一生を[illegible]相違[illegible]
[illegible]ハ[illegible]の人の中ハ三德義の備り[illegible]
[illegible]德[illegible]諸人の[illegible]相[illegible]世上ハ[illegible]
[illegible]仕[illegible]
[illegible]

と申て千百人の中にも有来りと有ハ其の御地玄小仍て古へ
神明と称し諸人の尊敬に預り奉り其の人多くハ中人迄来
豊臣大閤様も一世の時分の願に仍て豊国大明神と有勅号と
宮殿堂塔等も造営に建様に
権現様の　上意と成て三百石の社領寄進ありて
清水秀吉公の人と成智勇の二つに勝れ世に聞へ備り給
ひ慶長三徳の内に文一百万仁の道ハ一向に果無生死有の人
に有これを智仁勇の三徳と申ハ浅海の利根と見なし長見
しに成ひ申しこれ世間事一の中に和に所要の仁徳に
成し次第に成て神明の本所と申す事多端に玄小仍て長久歳

月を経て退転仕社頭に成も今時ハ跡形も化し成果申ハ
無くなり
　　権現様当年より遺言と成て
神灵と申ハ様まし奉る在日光山に鎮座成り元和二年に
以来今年迄百四拾四五年の間御代替に御参詣に成り
日本国中の万民安心に居住仕と有難しハ
権現様ハ五世に成て家内ハ世嗣出来て智仁勇の三徳に心掌備り
在ハと成ての後代に成ハ家内に御相続
の唯四一城に日本国の主と成城主毎に少て古来
後世に上方智勇の武ハ少成ていハ長くしに成ハ関白
秀吉公天下一統の大名有しに時代に発展

権現様の門葉かあるべしといふ事なれとも此の
ことを以て秀康卿と称して養子とされ人は
幕中とかく事出来されされ種々の
権現様一家門葉なりと称して
と称して隠人と有し国崎の城中にて
なりとて後の人穿鑿なり百年程
取天正十八年小田原小涙家を押倒しまか出れ奥州迄
多か入る年の大空天下一統の初と言まし事一倫
国府台の戦なと有し秀吉一生の
ことを涙の下小田原をせめ出る時の
秀吉の智謀小田原の城を八方に
義貞の後へ廻り出来れ迄能所を
出陣の節四十七歳にて出馬陣小田原を
の出陣へ今市一代の名さ世
世に此軍小田原を攻る後四十八度
後ろを廻り一生の間小田原
ふつゝに去ること数度の場と
車に仕りて家と称して
八幡宮若宮の宮の場小田原
京都の節まで五六十年の間和国

の旧記の中にも所々に八幡宮を上宮とし中の宮に仁徳
の四備り給ふ事

御大将様にて四徳の事に付

昭和年間の諸説有り〳〵四事に分れ其子細は右に遵
権現様四徳の中大小の合戦に勝給ふ事既に四十
八度有り中江州姉川遠州味方原三州長篠設楽
長久手濃州関ヶ原此四合戦とは行末大義の敵よ
り為ひ給ふ事の為方なくて為の為利と有は行末の
事にて為方なき為方語代の四海本流大成に成
権現様の事〳〵の四仁徳に悟り給ふを以て戦場に於
て自分の成命と忘まし一筋に軍忠と一筋〳〵形習と成

1

相働きを以ての四勝利中ものの光を兵家の一術にて
兵と命に備ての勝利と成様子有り中に最一度や二度
成にて多数事にて八度の合戦の度毎に変て味方の勝利と
有は仁徳有大将の備先に平陽多事にて不仁不徳の
大将の事に於て八度〳〵て百相成事にて百度と以て相考へ
権現様には智仁勇の三徳に四叶ひ給ふ
御大将様と申奉る相違無四時様に成ず
厳夜話昔の書面に於て
権現様御五世の御四備に付て衆の事の傳へ多事
どもとも名忠義〳〵書記是迄四其意趣に付ての

年月相隔り候て系の事一とも聞へ申し古来の儀と
知り申す人も稀に成り行き申候
権現様の御加護に善行の功業を積み重ね奉り
候ゆへ家康公を強く敬ひ奉り申候
その儀は右に述べ申し候通り仁勇の御三德より出
申候様と
東照宮大権現様と崇敬仕り奉る上は上古の諸
神達に優り申候ゆへ御当家にては上古
所伝の儀の儀ゆへ今時の世俗に信仰仕り
候し通西天竺の仏の中に観音薬師地蔵様を信仰仕
候ハ本朝上代の諸神達と共神と思ひて崇敬仕
東照宮様の御神恩深き御恩と存じ和仏共に
と云ふ事様を申し右
権現様の御血脈の御譜代門方の御事ハ
申上ぬ御事に御譜代菊間の御旗本大名小名と姫路
今市城内の大名高家多く慶長五年庚子の兵乱に深き
三十年に来の儀に御菊家御代々の寺恩に仕て家の古墳
も御墓参門跡家と有ハ唯大方の儀に御ぎる方と
思召申候事に
東照宮様の御神恩深き御恩と存じ和仏共に

以て幸に信心の志ありて武運に相叶ひて幸
に御守に預りて自分しくの既の上に於ては小生に相親
故今その中に大切の病人に限り有り難き不思の佛神と称する
に是
東照宮様に三願寺上宮有り是に於ては幸を雖有仕合
と存ず然る三願の内に相叶ひ
東照宮様の御神力に出世被成候に付て足業の時
節に来候の事に候と思ひ奉る事に有り難き
に古人の例にも異象に候と
と有り也それに玄慶長五年に天下治
稚猶に治代に相続
家を復興を立て安楽に渡世仕まつり
東照宮様の御事と異象に候ぶつ山神と変して
事に有り難き霊験あらたの事 作雲の石地事覚
永十六年に出生致し今年に四十九歳の春秋を送り
迄に之に太平の御代の儀に武士を食ふ
既命を長化く世に居へ至に有て足偏に
東照宮様の御神恩故の御事と嘆く雖有仕合に
思ひ奉る

八十 世に行る東うてふ御神の御影に

享保十三大呂

天道寺公山謹〻

落穗集追加巻〻五 大尾

国立公文書館
National Archives of Japan

国立公文書館
National Archives of Japan